

平成23年第2回瑞穂市議会定例会会議録（第5号）

平成23年6月21日（火）午前9時開議

議事日程

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 議案第42号 瑞穂市副市長の選任について
- 日程第3 議案第37号 瑞穂市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第36号 瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第39号 平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第6 議案第38号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）
- 日程第7 議案第41号 平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）
- 日程第8 発議第1号 公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書について
- 日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
- 日程第10 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件
- 日程第11 土地財産調査特別委員会の中間報告の件
- 日程第12 下水道推進特別委員会の中間報告の件
- 日程第13 議員定数削減検討特別委員会の中間報告の件
- 日程第14 議会基本条例検討特別委員会の中間報告の件

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

本日の会議に出席した議員

1番	堀	武	2番	熊谷	祐子
3番	西岡	一成	4番	庄田	昭人
5番	森	治久	6番	棚橋	敏明
7番	広瀬	武雄	8番	松野	藤四郎
9番	広瀬	捨男	10番	土田	裕
11番	小寺	徹	12番	若井	千尋
13番	清水	治	14番	山田	隆義
16番	若園	五朗	17番	星川	睦枝
18番	藤橋	礼治	19番	小川	勝範

本日の会議に欠席した議員

15番 土屋隆義

欠員（1名）

本日の会議に説明のため出席した者の職・氏名

市長	堀孝正	副市長	豊田正利
教育長	横山博信	企画部長	伊藤脩祠
総務部長	早瀬俊一	市民部兼 巢南庁舎管理部長	高田薫
福祉部長	宇野睦子	都市整備部長	福富保文
調整監	岩田勝之	環境水道部長	弘岡敏
会計管理者	馬淵哲男	教育次長	林鉄雄
監査委員 監査局長	松井章治		

本日の会議に職務のため出席した事務局職員

議会事務局長	田宮康弘	書記	清水千尋
書記	今木浩靖		

開議の宣告

議長（星川睦枝君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

日程第1 諸般の報告

議長（星川睦枝君） 日程第1、諸般の報告を行います。

4件報告します。

まず、1件について議会事務局より報告させます。

議会事務局長（田宮康弘君） 議長にかわりまして、1件報告します。

市議会議長会関係の報告です。

6月15日に第87回全国市議会議長会定期総会が東京の日比谷公会堂で開催され、議長と私の2人が出席しました。

総会は、まず開会式が行われ、来賓祝辞がありました。続いて、表彰式と会議に入りました。

会議では、会務報告が行われ、東日本大震災に対して全国の市議会から全国市議会議長会を通じて寄せられた義援金総額1億8,068万9,132円について、5月25日に青森県、岩手県、宮城県及び福島県に対して、同月27日に茨城県及び千葉県に対してそれぞれ贈呈を行ったとの報告の後、平成21年度の各会計決算、平成23年度の各会計予算、会長及び各部会から提出された30議案が審議され、いずれも可決または認定されました。

役員改選では、東海支部の部会長に鈴鹿市が、岐阜県の役員として、理事に岐阜市、評議員に大垣市、高山市、多治見市と海津市が選任されました。

以上でございます。

議長（星川睦枝君） 以上、報告をした資料は事務局に保管しておりますので、ごらんいただきたいと思えます。

2件目は、お手元に配付しましたとおり、本日6月21日、産業建設常任委員長から、請願第1号について、閉会中の継続審査の申し出がありました。

3件目は、お手元に配付しましたとおり、本日6月21日、議会運営委員長から、本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査申し出がありました。

4件目は、6月16日、若井千尋君から、発議第1号公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書についてを受理しました。

これらについては、後ほど議題にしたいと思います。

これで諸般の報告を終わります。

日程第2 議案第42号について（提案説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第2、議案第42号瑞穂市副市長の選任についてを議題にします。

市長提出議案について、提案理由の説明を求めます。

市長 堀孝正君。

市長（堀 孝正君） 改めて、おはようございます。

それでは、議案第42号瑞穂市副市長の選任について。

議案第42号瑞穂市副市長の選任につきましては、副市長の豊田正利氏が平成23年6月30日をもって退職することから、新たに奥田尚道氏を副市長として選任をしたいので、地方自治法第162条の規定により、議会の同意を求めるものでございます。なお、就任につきましては、平成23年7月1日を予定しております。議会の皆さんの御同意をよろしくお願い申し上げまして、提案説明とさせていただきます。

議長（星川睦枝君） これで提案理由の説明を終わります。

議事の都合により、しばらく休憩いたします。

休憩 午前9時19分

再開 午前9時27分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第42号瑞穂市副市長の選任については、会議規則第37条第3項の規定によって、委員会付託を省略したいと思っておりますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま議題となっております議案第42号は、委員会付託を省略することに決定しました。

これより、議案第42号瑞穂市副市長の選任についての質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから、議案第42号瑞穂市副市長の選任についてを採決します。

瑞穂市副市長に奥田尚道君を選任することに同意する方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第42号瑞穂市副市長の選任については、同意することに決定しました。

日程第3 議案第37号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） これより日程第3、議案第37号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これについては、厚生常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

厚生常任委員長、土田裕君。

厚生常任委員長（土田 裕君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しが出ましたので、報告させていただきます。

議席番号10番 土田裕です。

ただいま議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、厚生常任委員会の審査の経過及び結果について報告させていただきます。

厚生常任委員会は、6月13日午後1時30分から穂積庁舎議員会議室で開催しました。4名の委員が出席し、執行部からは市長、副市長初め所管の部長、課長の出席を求め、議案の補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告させていただきます。

議案第37号瑞穂市税条例の一部を改正する条例について審査しました。

補足説明では、地方税法において東日本大震災の被災者等に係る税の負担軽減を図るための特例が定められ、それを受け市税条例の一部を改正するものであります。

改正内容としましては、今回の震災により住宅・家財などに被害を受けた方への雑損控除額などの特例、住宅ローン控除の適用期限の特例及び固定資産税の特例の適用を受けようとする者の申告についての対応との内容でございました。

報告すべき質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決いたしました。

以上で、厚生常任委員会の委員長報告を終わらせていただきます。平成23年6月21日、厚生常任委員会委員長 土田裕。

議長（星川睦枝君） これより、議案第37号瑞穂市税条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第37号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第37号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第4 議案第36号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第4、議案第36号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これらについては、文教常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

文教常任委員長 庄田昭人君。

文教常任委員長（庄田昭人君） おはようございます。

ただいま議長のお許しをいただきましたので、報告させていただきます。

議席番号4番 庄田昭人。

平成23年第2回定例会文教常任委員会委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました議案について、会議規則第39条の規定により、文教常任委員会の審査の経過及び結果について報告します。

文教常任委員会は、6月14日午前9時30分から巣南庁舎3の2会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部から、市長、教育長、教育次長及び所管の課長の出席を求め、補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告します。

議案第36号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例について、審査しました。

補足説明として、この条例で瑞穂市子どもの読書活動推進計画策定委員会を設置するもので、

計画期間は平成24年度から5年間。計画の対象はゼロ歳から18歳までの子どもで、子どもたちの成長に応じ、読書のきっかけづくりから読書習慣の形成・確立、そして自主的な読書活動に至るまで、家庭、学校、地域、市立図書館がそれぞれの役割を果たしつつ、相互に連携しながら読書環境の整備に取り組んでいくものである。県内では、平成21年度末で31%、22年度末で42%の推進計画が策定されているとの説明がありました。

その後、質疑として、委員の定数は12人以内となっているが、その選任基準が重複していないか。また、公募の枠がないのではとの質疑について、関係団体とは読書関係団体や読み聞かせ団体であり、識見を有する者とは社会教育委員の中から選任を考えていますので、重複していない。また、この策定委員の選任については、子どもに携わっている関係者だけでもたくさんいるので、今回の選任基準の方を中心にお願いしていきたい。その他の多くの市民の方の意見については、パブリックコメントで募集していきたいとの答弁がありました。

また、子どもの本離れと言われるが、地元公民館に図書コーナーを設置して、本に親しむことはできないかとの質疑について、正直、想定もしていなかったが、人的・管理的に問題があると思われるとの答弁がありました。

また、瑞穂市はなぜ計画がおくれたのかとの質疑について、教育委員会としては、今まで学校という場をメインに図書教育を指導してきたが、「揺りかごから巣立ちまで」という理念をもとに、担当エリアが広がったことによってイニシアチブをとりやすくなったことで、今回の策定計画に至っているとの答弁がありました。

その後、討論はなく、採決の結果、全会一致で原案どおり可決しました。

以上で、文教常任委員会の委員長報告を終わります。平成23年6月21日、文教常任委員会委員長 庄田昭人。

議長（星川睦枝君） これより、議案第36号瑞穂市附属機関設置条例の一部を改正する条例についての委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第36号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第36号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第5 議案第39号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第5、議案第39号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を議題とします。

これについては、産業建設常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

産業建設常任委員長 広瀬捨男君。

産業建設常任委員長（広瀬捨男君） 議長の許可を得ましたので、委員長報告をさせていただきます。

ただいま議題となりました案件について、会議規則第39条の規定により、産業建設常任委員会の審査の経過及び結果について御報告いたします。

産業建設常任委員会は、6月14日午後1時30分から、巢南庁舎3の2会議室で開会いたしました。全委員が出席し、執行部から市長、副市長、所管の部長、調整監、課長の出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、要点を絞って報告します。

議案第39号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）を審査しました。

補足説明として、今回の補正は、収益的支出の配水及び給水費で水源地の計器類の更新や修繕で244万9,000円増額計上し、営業外費用で支出が増加することに伴い、納税予定額を274万2,000円減額計上したことと、資本的収入の他会計負担金において、消火栓設置による負担金を399万円増額計上したことと、資本的支出の配水設備拡張事業費において、北犀川橋かけえに関連した工事や配水管拡張工事等で、総延長1,215メートル、それに伴い消火栓を10基設置するために、工事費5,549万3,000円、設計費605万4,000円、合わせて6,154万7,000円増額計上してあるとの説明がありました。

質疑に移り、今回の配水管工事は、水道管が古い、もしくは細いからとの理由で口径改良を行うのか。また、そのような箇所は多数あるのかとの質疑に、合併時の第1次拡張及び口径改良計画で、まだ工事ができていない箇所を行う。市内にはまだそのような箇所は多数あり、今後も継続的に進めていくとの答弁がありました。

また、配水管設計委託料で605万4,000円計上してあるが、設計に関して、すべてを業者委託

ではなく職員で対応できないかとの質疑に、水道の管路網のシステムや市販の製図用ソフトを使い、標準的な配水管工事に関しては職員で対応していきたいが、今回の補正で計上した配水管工事の中には、橋梁添架等の高度な専門的知識が必要な工事もあるため、委託設計ということで予算計上したとの答弁がありました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で原案のとおり可決しました。

以上で、産業建設常任委員会の委員長報告を終わります。

平成23年6月21日、産業建設常任委員会委員長 広瀬捨男。

議長（星川睦枝君） これより、議案第39号平成23年度瑞穂市水道事業会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第39号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第39号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第6 議案第38号及び日程第7 議案第41号について（委員長報告・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第6、議案第38号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）から日程第7、議案第41号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）までを一括議題とします。

これらについては、総務常任委員会に審査が付託してありますので、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） おはようございます。議席番号5番 森治久です。

議長のお許しをいただきましたので、御報告をいたします。

ただいま一括議題となりました2議案につきましては、会議規則第39条の規定により、総務常任委員会の審査の経過及び結果について報告いたします。

総務常任委員会は、6月15日の午前9時半から、穂積庁舎議員会議室で開催しました。全委員が出席し、執行部からは、市長、副市長、会計管理者及び所管の部課長の出席を求め、また付託された議案は一般会計補正予算のため、当委員会所管以外の各部長、次長、調整監にも出席を求め、議案ごとに補足説明を受けた後、質疑、討論、採決を行いました。

それでは、議案番号順に審査した要点を絞って報告いたします。

初めに、議案第38号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）で、本案について文教常任委員会より次の意見の報告がありました。

文教常任委員会所管の予算について、款民生費、項児童福祉費、目保育所費に、臨時保育士賃金で2,406万4,000円が減額され、保育士派遣委託料で2,888万1,000円が増額されている。これは、補助職員の募集を行ったが、予定採用人数の確保ができず、保育業務に支障を来すため、やむを得ず派遣委託を行っている。一因としては、待遇に問題があるのではないかとと思われる。非正規職員における待遇改善について、今後比較検討をする必要があるとの内容でした。

次に、執行部より予算説明書に沿って補足説明を受けました。

質疑では、太陽光発電の補助金について、国の補助金は1キロワット当たり7万円が4万8,000円に変わったが、市の補助金はどうなるのかとの質疑について、市は今年度も1キロワット当たり3万5,000円に変更しないとの答弁がありました。

また、ふれあいホームみずほについて、今後、社協ではなく市直営で続けるのかとの質疑について、現在は利用者をふやすことが課題であり、当面一、二年で社協に移すということは考えていないとの答弁がありました。

また、消防職員について、岐阜市消防に瑞穂市の消防職員を派遣しているが、岐阜市と待遇の状況が違っていると聞くがどうかとの質疑について、職員給与体系の違いはあるが、各種の出動手当などについては岐阜市の基準で同一と思われるが、一度確認をするとの答弁がありました。

主に質疑については、公園費の土地購入についてであり、過去2回にわたり補正予算を修正したが、前回3ヵ所だったのを牛牧の1ヵ所にした経緯はとの質疑では、この牛牧の1ヵ所は、今回購入のめどがついたため、通学路の途中で熱中症対策の休憩場として公園を整備したい。ほかの2ヵ所については、9月議会に決算が確定するので財政状況を見きわめながらできるだけ9月補正を検討したいとの答弁がありました。

土地収用法の手続はどうなっているのかとの質疑では、今回は面積要件、都市公園という形をとっているが、公拡法、公有地の拡大の推進に関する法律の1,500万円控除で、土地収用法

の5,000万円控除の適用は考えていないとの答弁があり、市民が使う公園なので、その手続を行うのが行政じゃないのかとの質疑に対し、5,000万円控除の適用するには都市計画決定を行う必要があるが、小規模であり、手続に相当の時間もかかり過ぎるので、なかなか難しい物件のため1,500万円控除と考えているとの答弁がありました。

また、公園については、公園オンリーではなく、あの地域は防災とか、保育所整備とか、公園を中心とした瑞穂市全体計画を早急に立ててはとの質疑について、そのことを踏まえ、保育所の整備もしっかりと計画していきたいとの答弁がありました。

最後に、文教常任委員会からの意見について、問題は補助職員の確保ができないことで、現在どういう考えを持っているのかとの質疑について、補助職員の雇用に関する要綱を見直したのが平成21年3月で既に3年がたっている。再度、近隣市町の状況も考慮して検討したいとの答弁がありました。

総務常任委員会としても危惧するところであるので、執行部に対して、何に問題があるのか近隣市町の状況を調べた上で、総務委員会と文教委員会との合同協議会にてよく精査をしてやっていくようお願いをしました。

この後、討論なく、採決の結果、全会一致で可決しました。

2議案目の議案第41号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）について、介護基盤緊急整備基金補助金として、県からのグループホームの整備事業に係る補助金との説明を受けました。

この後、質疑、討論はなく、採決の結果、全会一致で可決しました。

以上で、総務常任委員会の委員長報告を終わります。

平成23年6月21日、総務常任委員会委員長 森治久。

議長（星川睦枝君） これより、議案第38号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 西岡一成君。

3番（西岡一成君） 改革の西岡一成でございます。

臨時保育士の賃金に関連して、委員長に簡単にお聞きをしたい。

執行部の方は、要するに臨時の保育士が確保できない要因については、待遇に問題があるんじゃないかということをお覚されておる。それを踏まえて今後比較検討をしていくということで、委員会報告の最後の方にも、補助職員の雇用に関する要綱を見直したのが平成21年3月で、既に3年がたっている。再度近隣市町の状況をも考慮して検討したいとの答弁があったと、こういう報告をされております。それで、問題は内容ですね。何回も申し上げておるように、基

本的には同一価値労働同一賃金を原則として、非正規職員と正規職員の労働時間、または単務状況を勘案した上、任期の更新、さらにはボーナス、退職金等々についても見直していくべきであるというふうに私自身はその内容について考えております。それで、この執行部の答弁は、方向としてはいいと思うんですけども、今申し上げた内容と、そしてその時期ですね。例えば、公園等についてはできるだけ9月議会でというというような話もありますけれども、この臨時職員の待遇改善については、いつをめどにしていくのか。9月議会までやるのか、あるいは12月補正で出すのか、あるいはまた新年度予算に計上すべく検討を行っていくのか、そこら辺を執行部がどういうふうな考え方を持っていたのか、ちょっと委員長の報告の中になかったもんですから、報告がありましたらあわせてお願いをしたいと思います。

議長（星川睦枝君） 総務常任委員長 森治久君。

総務常任委員長（森 治久君） ただいま西岡議員の方より御質問がありましたことに、御答弁をさせていただきます。

総務常任委員会では、先ほど私が御報告いたしましたとおり、執行部に対して何に問題があるのか、また近隣他市町の状況を調べた上で、総務常任委員会と文教委員会との合同協議の上で、しっかりと精査をして問題点を解決に向けて協議したいというようなことをお願い申し上げました。また、執行部におかれましては、時期的なことではございましたが、先ほど議員の方よりお話のありました、公園については9月の補正で、決算の精査ができた時点で提出することができたらというような御答弁がありました。こちらの件につきましては、時期的なことではございませんが、早急に近隣他市町の状況を調べるといったようなことで、資料づくりを、まずは比較できることが大切でございますので、そのようなことからまずは始めていただく。そして、しっかりと精査していただいた他市町の状況をもとに、文教常任委員さんと合同で協議をしたいということで終わりましたので、時期的なことの詳細はお話し合いの中ではございませんでした。以上でございます。

議長（星川睦枝君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

議長（星川睦枝君） 小寺徹君。

11番（小寺 徹君） 議案第38号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第1号）について、賛成討論をいたします。

なぜあえて賛成討論をするかということについて、説明をいたします。

今回の一般会計の中に、公園の土地を購入するという予算が計上されております。公園の土地問題については、去年の12月の議会で3カ所の土地を購入するという提案がされました。修正案が出されて、土地購入を削除して、その金額を基金に積み立てるという修正案が可決をされた経過がございます。議員の中から、12月の議会の中で修正案に賛成をして今回は賛成をするというのは、つじつまが合わんじゃないかという御意見も出ておりますので、あえてここで、なぜ12月の状況と違うのかということをお願いしまして、討論に参加をしたいと思っております。

皆さんも御存じのように、12月の補正予算で公園の土地3カ所を購入することが提案をされました。審議の中で、議員に関係する土地があるんじゃないかということをお願いしてまいりました。最終的には、全協の場で3カ所の土地の地権者の名前を公表されました。その公表の結果、議員の長男の土地があるということが判明をいたしました。それによって、私は議員の長男の土地ということは、疑惑を持たれる可能性があるということで、この補正予算の土地購入費3カ所分は削除して基金へ積み立てるという修正案に賛成をした経過がございます。今回の提案は、そのうちの1カ所の土地でございますが、私の調査の結果ではそういう疑惑はないということが判明をしておりますので、あえて賛成であるということをお場で表明して、討論としたいと思います。以上です。

議長（星川睦枝君） ほかにございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第38号を採決します。

本案に対する委員長報告は可決です。本案を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第38号は委員長報告のとおり可決されました。

これより、議案第41号平成23年度瑞穂市一般会計補正予算（第2号）の委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから議案第41号を採決します。

本案に対する委員長の報告は可決です。本案を委員長報告のとおりに決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、議案第41号は委員長報告のとおり可決されました。

日程第8 発議第1号について（趣旨説明・質疑・討論・採決）

議長（星川睦枝君） 日程第8、発議第1号公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書についてを議題にします。

本案について、趣旨説明を求めます。

12番 若井千尋君。

12番（若井千尋君） 議席番号12番 若井千尋です。

ただいま星川議長のお許しをいただきましたので、藤橋礼治議員、小川勝範議員に御賛成をいただきまして、公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書を提出させていただきます。

なお、趣旨説明は朗読をもってかえさせていただきますので、よろしく願いいたします。

公立学校施設における防災機能の整備の推進を求める意見書。

これまで公立学校施設は、大規模地震や豪雨等の非常災害時には地域住民の防災拠点として中心的な役割を担ってきました。このたびの東日本大震災においても、多くの被災住民の避難所として利用されるとともに、必要な情報を収集、または発信する拠点になるなど、さまざまな役割を果たし、その重要性が改めて認識されています。

しかし、一方で、多くの公立学校施設において、備蓄倉庫や自家発電設備、緊急通信手段などの防災機能が十分に整備されていなかったため、避難所の運営に支障を来し、被災者が不慣れた避難生活を余儀なくされるなどの問題も浮き彫りになりました。

こうした実態を踏まえ、現在、避難所として有すべき公立学校施設の防災機能のあり方について、さまざまな見直しが求められています。

政府は、公立学校施設の学校耐震化や老朽化対策等については、地方自治体の要望にこたえ、毎年予算措置等を講ずるなど、積極的な推進を図っていますが、本来、これらの施策と並行し

て全国的に取り組まなければならない防災機能の整備向上については、十分な対策が講じられていないのが実情です。

よって、政府におかれては、大規模地震等の災害が発生した際、公立学校施設において、地域住民の安全で安心な避難生活を提供するために、耐震化等による安全性能の向上とともに、防災機能の一層の強化が不可欠であるとの認識に立ち、以下の項目について速やかに実施するよう強く要望します。

一つ、公立学校施設を対象として、今回の東日本大震災で明らかになった防災機能に関する諸課題について、阪神・淡路大震災や新潟県中越沖地震など過去の大規模災害時における事例も参考にしつつ、十分な検証を行うこと。

一つ、公立学校施設を対象として、避難所として備えるべき必要な防災機能の基準を作成するとともに、地方公共団体に対し、その周知徹底に努め、防災機能の整備向上を促すこと。

一つ、公立学校施設を対象として、防災機能の整備状況を適宜把握し、公表すること。

一つ、公立学校施設の防災機能を向上させる先進的な取り組み事例を収集し、さまざまな機会を活用して地方公共団体に情報を提供すること。

一つ、公立学校施設の防災機能向上に活用できる国の財政支援制度に関して、地方公共団体が利用しやすいよう、制度を集約し窓口を一元化すること。

なお、提出先は、菅直人内閣総理大臣、高木義明文部科学大臣、大畠章宏国土交通大臣、片山善博総務大臣、以上でございます。

地方自治法第99条の規定、瑞穂市議会会議規則第13条の規定によって提出します。

以上、御審議の上、御賛同賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議長（星川睦枝君） これで趣旨説明を終わります。

お諮りします。発議第1号は、会議規則第37条第3項の規定によって委員会付託を省略したいと思いますが、これに異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、発議第1号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより質疑を行います。

質疑はございませんか。

〔「なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

これから発議第1号を採決します。

発議第1号原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

議長（星川睦枝君） 着席願います。

起立全員です。したがって、発議第1号は原案のとおり可決されました。

日程第9 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

議長（星川睦枝君） 日程第9、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題とします。

議会運営委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、本会議の会期日程など会議の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

日程第10 産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件

議長（星川睦枝君） 日程第10、産業建設常任委員会の閉会中の継続審査の件について議題にします。

産業建設常任委員長から、会議規則第104条の規定によって、お手元に配付しましたとおり、閉会中の継続審査の申出書が提出されました。

お諮りします。委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

議長（星川睦枝君） 異議なしと認めます。したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

日程第11 土地財産調査特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第11、土地財産調査特別委員会の中間報告の件を議題にします。

土地財産調査特別委員会で継続調査事件となっております、土地財産の管理状況について、

会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

土地財産調査特別委員会委員長 広瀬武雄君。

土地財産調査特別委員長（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

ただいまは、議長のお許しをいただきましたので、土地財産調査特別委員会の実施状況につきまして御報告申し上げます。

本委員会は、平成22年度の9月定例会におきまして、第21回の開催いたしました会議までにつきまして報告済みでございますが、その後、平成23年3月30日水曜日、また平成23年5月25日木曜日に第22回、第23回会議を開催しましたので、それぞれの内容につきまして、中間報告を申し上げます。

まず、3月30日の第22回会議では、事務局より平成22年度9月から委員会開催時までの市有財産の状況について説明がありました。

その内容は、用途廃止による普通財産売却実施済みが5件、農業委員会審査待ちということで、普通財産の売却手続中が1件、新年度売却準備中が1件、隣接者要望を受けての駐車場等の有効活用による貸し付けの準備中が1件、また道路の転回広場として道路区域に指定するため、普通財産から行政財産に所管がえ1件の各案件について報告・説明がなされました。

委員からは、事務局からの売却実施済みとして報告された土地は、未利用地リストに掲載のある箇所がわずか1件しかない。ほか4件はリスト外の売却実施済み箇所であるが、なぜリストから外れているのか。委員会にも示されず売却実績として上がってくるのかとの質問があり、事務局からは、赤道、青道という法廷外公共物、いわゆる行政財産ではありますが、その用途を廃止しまして普通財産に所管がえ、不用物件扱いとして売却するという手続のため、払い下げ申請を受けて売却まで、普通財産としての在籍期間が長期にわたらないためであるという回答を得ました。

また、この特別委員会の目的でもあります土地取得目的の調査、未利用地状況に陥った原因追求等、行政の進めた不明朗な執行への反省や、取得売却差益による損失を与えた責任の所在について再度意見も出ましたが、具体的活用案を特別委員会として取りまとめ、方針を出したということで、実際にできるものから順番に実現するという委員会の意思を再確認したところでございます。

このほかに教育田、分譲地開発において寄附を受けた空閑地、穂積駅付近の市有財産では、管理ができていないという指摘、あるいは意見があり、事務局からは、看板等によって表示し、再度有効活用方法を検討し、売却も視野に考えていきたい旨の回答がありました。さらには、行政財産として名目上なっており、活用されてない状態の土地については、教育施設の担当部、あるいは都市整備担当部に出席を求め、その処理、整備方法を説明すべきであるとの意見があ

り、次回に出席要望を事務局に伝えたところでございます。

その次に開催しました5月25日の会議におきましては、前回会議から市有財産状況につきまして、農業委員会審査待ちであった土地が売却として執行された案件、未利用地の改善取り組みについての説明がございました。事務局説明後には売却価格についての質問があり、価格の決定については路線価評価額から造成費を減じ、地域格差、あるいは筆形状況等により、補正係数を乗じて単価を決定されているとの説明がありました。委員からは、道路買収単価や鑑定評価等との整合のとれた適正価格を決定されるよう意見がありました。

また、未利用地の改善取り組みにおける保全の件では、委員から、仮登記されたまま、まだ相手方と話し合いすらされていない物件のその後の進捗状況はとの質問があり、事務局からは、早急に話し合いを進めたいとの回答がありました。その後、敷地内に改めて看板を表示するため準備中であることや、土地所有権が旧穂積町、旧巢南町の合併時の承継登記が実施されたことなどが報告されました。

いずれにしましても、これまでの特別委員会におきまして、委員会と事務局において未利用地の利用計画をすり合わせた結果について、できるものから順番に期間も定め、さらに速度を速め手続を進めること、未利用地の有効利用や処分については少しでも進むよう準備願いたいということで、事務局に強く訴えたところでございます。

以上、本委員会の第22回及び第23回の土地財産調査特別委員会の開催概要並びに調査の状況を述べまして、第8回目の中間報告とさせていただきます。

平成23年6月21日、土地財産調査特別委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで土地財産調査特別委員会の中間報告が終わりました。

土地財産調査特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

〔発言する者あり〕

議長（星川睦枝君） 中間報告に対しましては、質疑はどのようなふうなことだというふうな質疑で、討論はないということで、質疑はあるそうです。

暫時休憩をいたします。

休憩 午前10時22分

再開 午前10時36分

議長（星川睦枝君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 下水道推進特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第12、下水道推進特別委員会の中間報告の件を議題にします。

下水道推進特別委員会で継続調査事件となっております下水道事業の推進について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

下水道推進特別委員会委員長 藤橋礼治君。

下水道推進特別委員長（藤橋礼治君） 議席番号18番 藤橋でございます。

ただいま議長より発言の許可をいただきましたので、瑞穂市議会会議規則第45条の規定により、下水道推進特別委員会の中間報告をさせていただきます。

当特別委員会は、下水道整備検討特別委員会から昨年12月17日に名称を「推進」と改めて設置された経緯は皆様も御承知のとおりでございます。

我が瑞穂市が、下水道整備が県下でも著しくおこなわれている現状から、都市の基盤整備の根幹をなす下水道整備事業をどのように進めていくべきか。一方では、莫大な費用を要する事業であることから、現下の厳しい財政状況の中で、市の財政運営とどのように整合性を図りながら進めていくのか、そうした課題・命題を検討するため、下水道事業の推進を目的として設置された特別委員会であります。そこで、委員会設置後、2回会議を開催いたしました。

その審査状況を簡潔に御説明しますと、第1回目は、去る1月28日午後1時30分より議員会議室におきまして、市側から市長以下執行部と職員7名の出席を求め会議を開きました。その審査の内容は、当委員会の進め方について協議するとともに、当委員会の協議内容の確認を行いました。中でも財政的な面での対応について、現在の30年シミュレーションについて再度確認をしました。

次に、第2回委員会は、去る2月10日午後1時30分より議員会議室で、市側から市長以下執行部と職員の7名の出席を求め会議を開きました。その審査内容は、前回に引き続き下水道事業の進め方を再度確認する形で、執行部より詳細な説明を求め、さらに細部の内容に踏み込んだ形での具体的な数値を用いた説明を受けました。その後、質疑に入り、下水道使用料の設定のあり方と処理場用地の想定面積の根拠、あるいは4期工事に分けて30年シミュレーションの事業の進め方の考え方や、1期ごとの事業内容、財政面での市の抱える課題と下水道事業に要する費用捻出等、より突っ込んだ議論がなされました。

中でも、将来的な財政シミュレーションから慎重な意見も出されましたが、財政的に厳しい状況であることはだれしも認識しており、その中で具体的にどのように進めるかを検討するのが当特別委員会の存在意義であるとの意見も出されました。合併浄化槽の併用等、下水道法の改正がなされたとしても、瑞穂市の水洗化率をいかに高めるかに論点を置くべきとの建設的な意見も出され、非常に前向きな議論がなされました。

今後は、都市計画決定を得る必要がありますが、その具体的なタイムスケジュールも、過去に行った都市計画事業例の説明によれば、事務手続だけで9ヵ月ほど要するとのことで、法的な手続の面、そして住民PRの件など、より具体的な作業を伴うとの説明で、こうした事務作業に当特別委員会がどのようにかかわっていくべきか、またかかわるべきか、課題も見えてきておりますので、今後さらに突っ込んだ議論をしながら、推進の方向性を市執行部と一体となって見きわめていきたいと考えております。

以上、2回にわたる審査経過ですが、非常に中身の濃い審査をしたと考えておりますので、私の感想も添えて中間報告とさせていただきます。

平成23年6月21日、下水道推進特別委員会委員長 藤橋礼治。ありがとうございました。
議長（星川睦枝君） これで下水道推進特別委員会の中間報告は終わりました。

下水道推進特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第13 議員定数削減検討特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第13、議員定数削減検討特別委員会の中間報告の件を議題にします。

議員定数削減検討特別委員会で、継続調査事件となっております議員定数の検討について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

議員定数削減検討特別委員会委員長 松野藤四郎君。

議員定数削減検討特別委員長（松野藤四郎君） ただいま議長さんより発言の許可を得ましたので、議席番号8番 松野でございますが、瑞穂市議会会議規則第45条の規定により、議員定数削減検討特別委員会の審査状況について中間報告をします。

報告に当たりまして、この6月3日に、この委員会の委員長、若園さんが副議長に就任されましたので、かわって松野が委員長、それから副委員長が堀さんということでありましたので、よろしくをお願いします。

本委員会は、平成23年3月定例会において設置されてから、今日までに2回にわたり開催しました。

なお、当委員会で検討、協議内容の資料については、既に全議員に配付させていただいております。

第1回目は、平成23年5月10日に開催しました。

事務局より、全国806市における議員定数の削減率、議員1人当たりの人口や議員1人当たりの面積の平均値、自治体数の状況、岐阜県下21市における議員定数の削減率、議員1人当たり人口や議員1人当たり面積の状況の資料の提出がありました。

議論の中で、まずこの委員会の名称が、議員定数を検討するのではなく、議員定数を削減する名称になっている。議員定数について、市民の声として削減という声は聞くが、増員との声は聞いたことがないと、だから削減すべきと。

では、民意を反映させるべき議員の定数を削減する理由は何なのかとの議論で、議員報酬が高過ぎるから削減なのかとの質疑で、瑞穂市は岐阜県下の市議会では最低の報酬額と聞いているが、他市との比較表を次回までに提出してもらい、客観的に検討する必要があるとの意見もあり、次回までに岐阜県下21市の報酬額、政務調査費、費用弁償の一覧表の提出を求めました。

第2回目は、平成23年5月23日に開催しました。

事務局より、岐阜県下21市の報酬額、政務調査費、費用弁償の一覧表の提出があり、県下、全国の法定上限数、条例定数、報酬額、財政力指数などの資料を参考に比較検討をしました。瑞穂市は、県下21市中、最下位の報酬額でした。なぜ定数を削減するのか、市民は何人の定数を求めているのか、市民アンケートをしてはどうかという意見もありました。

また、各自治体の住民1人当たりの議員報酬に対する負担額はどれくらいなのか、他市町はどのような経緯で定数削減に至ったのか、次回までに資料の提出を求めました。

また、議員年金においては、平成23年6月1日から議員年金制度の廃止措置を講ずる法改正が施行されました。それによって、今後新たに議員になれる方は当然掛金も発生しませんが、議員年金の受給も一切なくなってしまいます。このように、勤労者は議員と会社との兼務が難しいので、やめても退職金はない。議員年金もなくなり、報酬額も県下の市で最低である。議員活動をすればするほど生活費は少なくなる。4年に1度の選挙でふるいにかけて、落選したら御苦労さんで終わり。仕事は自分で職安に行って探してこい。今、議員定数削減を話している時期ではない。議員になること自体が大変な時期である。被選挙権が保障されているといっても、実際は立候補をするのかを考えてしまう状況になってしまっている。議員をやめてからの生活は全く保障されていない。報酬が低くて、若い英知のある議員が出てこられないようであれば、市の活性化につながらない。現在の報酬額は余りにも低過ぎる。定数と報酬の関係のバランスをとるべき。過去に報酬審議会で報酬を上げてもいいとの答申をいただいたのに、議会は否決をしてしまった。定数だけでなく、報酬を含めた総合的な判断で検討していただきたい。形式から、議員定数と議員報酬は関係ないようではあるが、歴史的経緯を考えたときに、瑞穂市の定数と報酬は切り離して考えることができない。定数削減の問題は、特に報酬とセットで考えていかないと、将来の瑞穂市の議会の首を、今の議員が自分で自分の首を絞めることになるとの意見もありました。

また、一方では、現在の議員報酬の金額を事前に承知しながら、選挙時には毎回定数以上の人数が立候補されるのだから、そう報酬は上げなくてもいいのではないかとの意見もありました。

合併して8年がたち、過去の経緯を踏まえ、当特別委員会では、議員定数削減の検討においては、議員報酬などの関係を含めて一緒に検討しなければいけないとの意見があったことを添えて報告とします。

平成23年6月21日、議員定数削減検討特別委員会委員長 松野藤四郎。

議長（星川睦枝君） これですべて議員定数削減検討特別委員会の中間報告は終わりました。

議員定数削減検討特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

日程第14 議会基本条例検討特別委員会の中間報告の件（委員長報告・質疑）

議長（星川睦枝君） 日程第14、議会基本条例検討特別委員会の中間報告の件を議題にします。

議会基本条例検討特別委員会で、継続調査事件となっております議会基本条例制定に関する調査・研究について、会議規則第45条第2項の規定により、同委員会から中間報告を行いたいとの申し出がありましたので、これを許可します。

議会基本条例検討特別委員会委員長 広瀬武雄君。

議会基本条例検討特別委員長（広瀬武雄君） 議席ナンバー7番 広瀬武雄でございます。

再び議長のお許しをいただきましたので、議会基本条例検討特別委員会の中間報告をさせていただきます。

平成23年第1回定例会に御承認いただきました議会基本条例検討特別委員会を開催いたしましたところでございますが、第1回目は、23年4月25日午前9時半より、議員会議室におきまして全委員出席のもとに開催をいたしました。

第1回目ということもございまして、今後の会議の進め方につきまして協議をいたしました。

全委員より会議の進め方などの意見を聞き、先進事例となる市町の条例を参考に会議を進めることといたしました。

参考市町として選出しましたのは、まず県内で初めて制定されたお隣の北方町、それから県内の市で初めて制定された多治見市、過去の我々議員研修で視察させていただきました伊賀市、全国で初めて議会基本条例を制定した栗山町であります。以上の4市町の議会基本条例を中心に内容を検討し、その他参考となるものがあれば各自持ち寄り、検討・協議することといたし

ました。

また、2回目からは条文に取りかかり、比較的早い時期に条例案をまとめることを確認いたしました。

第2回目は、23年5月17日午前9時半より、議員会議室にて全委員出席のもとに開催をいたしました。

まず、条文の文体を協議いたしましたところ、常体とすることとしました。常体と申しますのは、文調は何々すること、何々しなければならないということに統一するということといたしました。その後、一条ごとに条文に盛り込まなければならない理念、内容等を検討し、前文、目的、議会の活動、議員の活動、会派についての各条文の概要を協議し、事務局には条文を整理し、条文案のたたき台の作成を依頼したところでございます。

3回目は、23年今月6月29日午後1時半より議員会議室での開催を予定しているところでございます。

以上、瑞穂市議会会議規則第45条の規定によりまして、議会基本条例検討特別委員会の中間報告といたします。

平成23年6月21日、瑞穂市議会基本条例検討特別委員会委員長 広瀬武雄。以上でございます。

議長（星川睦枝君） これで議会基本条例検討特別委員会の中間報告は終わりました。

議会基本条例検討特別委員長の中間報告に対する質疑を許可します。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

議長（星川睦枝君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

閉会の宣告

議長（星川睦枝君） これで本日の日程は全部終了しました。会議を閉じます。

平成23年第2回瑞穂市議会定例会を閉会します。ありがとうございました。

閉会 午前10時58分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

平成23年6月21日

瑞穂市議会 旧議長 小川勝範

議長 星川睦枝

副議長 若園五朗

議員 堀 武

議員 熊谷祐子